

鯨保護のため、カナダ・セントローレンス湾で再び速度制限

こちらは、英文記事「[It is once again time to slow down for whales in Gulf of St. Lawrence, Canada](#)」（2019年7月1日付）の和訳です。

タイセイヨウセミクジラ数頭が不運な死を遂げたのを受け、カナダ政府はセントローレンス湾の特定海域を航行する全長 20m 以上の全船舶に、10 ノット以下の速度での航行を義務付けています。

船舶との衝突によるセミクジラの死亡事故を減らすため、カナダ政府は 2019 年 6 月 26 日、全長 20m 以上の船舶に対して最高 10 ノットの速度制限を暫定的に発動しました。この制限の対象となるのは、アンティコスティ島の北部と南部の 2 つの指定航路内のセントローレンス湾西部を航行する船舶です。



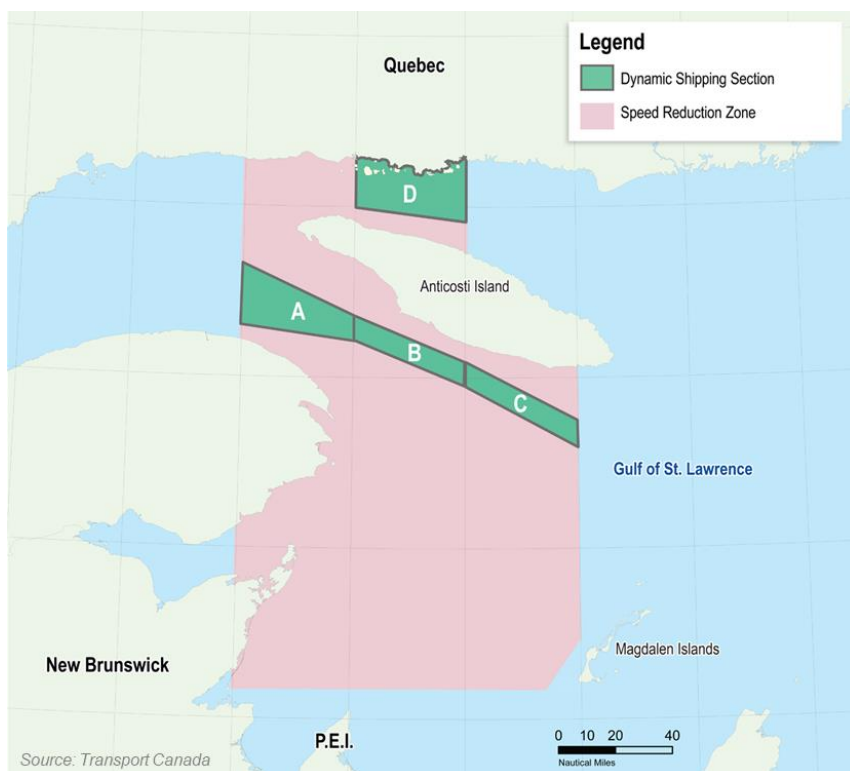
[カナダ運輸省](#)によると、この暫定措

置は 2019 年 4 月 28 日にセントローレンス湾の広い海域を対象に発効した 10 ノット以下の固定速度制限を補完するものであり、いずれかの制限に違反した場合、最高 2 万 5,000 カナダドルの罰金が科せられる可能性があります。

予防的措置の概要

2019 年の航行シーズンに関して、カナダ運輸省はセントローレンス湾で 2 つのセミクジラ保護対策を講じています。

- **固定的速度制限ゾーン**の導入（下の地図のピンク色部分）：このゾーンでは、全長 20m 以上の船舶は 2019 年 4 月 28 日～11 月 15 日の期間、10 ノット以下での航行が義務付けられます。（より小型の）他の船舶もこの速度制限を守ることが奨励されます。
- **暫定的速度制限ゾーン**の導入（下の地図の緑色部分）：このゾーンにはアンティコスティ島の北部と南部の 2 つの指定航路が含まれます。このゾーンでの暫定的な速度制限は、セミクジラがこの航路内または近辺で観測されたときに、指定エリアで実施されます。指定エリアは下の地図で変動的航行区域 A、B、C、D として識別されます。



ただし、カナダ運輸省は、船舶の安全な運航は天候と海上の状態に左右されると認識しており、速度制限の発効時に上記ゾーンを運航中の船舶が10ノット以下での運航を義務付けられるのは、安全が確保される場合に限定される旨を強調しています。

推奨事項

カナダへ航行するメンバーの皆さまは、セントローレンス湾で発効中の固定・暫定的徐行義務について、必ず船長に周知するようにしてください。

カナダ運輸省の [2019年6月26日声明（英文）](#) では、実施中の暫定徐行強制ゾーンについて、いずれの変動的指定航行区域がそれに該当するのか特定されていません。新たな通達があるまで、船舶は10ノットの速度制限が4つの区域すべて（上記地図のA～D）に適用されるとの前提に立って行動することをお勧めします。

詳細は、カナダ運輸省ウェブサイト「[Protecting North Atlantic right whales from collisions with ships in the Gulf of St. Lawrence（セントローレンス湾における船舶との衝突事故からタイセイヨウセミクジラを保護する）（英文）](#)」を参照してください。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gardは本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。